

定価(消費税込)一箇年 一七,六〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第五十二号

令和二年

十二月十四日

月 曜 日

目次

規 則

○山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則……………一
○山梨県調理師法施行細則及び山梨県栄養士法施行細則の一部を改正する規則……………七

規 則

山梨県規則第五十五号

山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県食品衛生法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所

氏 名

印

生年月日

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

営業許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定により次のとおり営業の許可を申請します。

営業所の所在地		
営業所の名称等		
営業設備の概要	別紙のとおり	
営業の種類	備考	
1		
2		
3		
4		
5		
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないこと。	有（内容 ）・無
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。	有（内容 ）・無
営業譲渡	譲渡者の氏名	
	内容	別紙のとおり

備考1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合であつて、営業設備の概要に係る内容に変更がないときは、営業譲渡の欄に記載の上、営業設備の概要に係る別紙を省略することができる。

2 法人の役員であつてその業務を行うものが欠格事項に該当するときは、申請者に欠格事項があるものとして記載すること。

（添付書類）

- 1 水質検査成績書（水道水を使用する場合を除く。）
- 2 製造業にあつては、製造方法の概要

第九号様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を記入する。

(戸籍謄本)の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」

第二条 千葉県美容師法施行規則(昭和三十二年)千葉県美容師法第四十八号の二の二に於ては、

第二号様式中「8 開設しようとする埋容所と同一の場所で美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、当該届出を当該埋容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。))は、当該美容所の開設予定年月日」や「8 開設しようとする埋容所と同一の場所で美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、当該届出を当該埋容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。))は、当該美容師の開設予定年月日」を「9 営業の譲渡者の氏名」とする。

所の開設予定年月日」に「又は法定相続情報一覧図の写し」を記入する。

- 注 1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合にあつては、2から5まで、7及び8に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 埋容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添付すること。
- 3 埋容師法第11条の4第1項に規定する埋容所については、当該埋容所の管理埋容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付すること。
- 4 注1により記載を省略する場合にあつては、9に記載の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第二号様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を記入する。

第三条 千葉県美容師法施行規則(昭和三十二年)千葉県美容師法第四十九号の二の二に於ては、

第二号様式中「8 開設しようとする美容所と同一の場所で埋容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。))は、当該埋容所の開設予定年月日」や「8 開設しようとする美容所と同一の場所で埋容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。))は、当該美容師の開設予定年月日」を「9 営業の譲渡者の氏名」とする。

除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。))は、当該埋容師の開設予定年月日」に「又は法定相続情報一覧図の写し」を記入する。

所の開設予定年月日」に「又は法定相続情報一覧図の写し」を記入する。

- 注 1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合にあつては、2から5まで、7及び8に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添付すること。
- 3 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所については、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付すること。
- 4 注1により記載を省略する場合にあつては、9に記載の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第二号様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を記入する。

第四条 千葉県美容師法施行規則(昭和三十二年)千葉県美容師法第五十号の二の二に於ては、

- 第二号様式中「6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容」や「6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容」を「7 営業の譲渡者の氏名」とする。
- 注 1 申請者が申請に係る旅館業を譲り受けた場合にあつては、3から5までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写しを添付すること。
- 3 営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付すること。申請者が申請に係る旅館業を譲り受けた場合であつて、営業施設の構造設備に変更がないときは、これを省略することができる。
- 4 営業施設の所在地を中心として半径150メートル以内の図面(特に学校等との距離を明確に示したものであること。)を添付すること。申請者が申請に係る旅館業を譲り受けた場合にあつては、これを省略することができる。
- 5 注1により記載を省略し、又は注3若しくは注4により添付を省略する場合にあつては、7に記載の上、旅館業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第一号様式の三中「**山梨縣本**」の次に「又は法定相続財産一覽区の写し」を加える。

(山梨県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第五条 山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 本 籍

住 所

電話番号

氏 名

印

生年月日

(法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名)

クリーニング所開設届

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届けます。

クリーニング所の名称					
クリーニング所の所在地	電話番号				
クリーニング所開設予定年月日					
クリーニング所の構造設備の概要	洗場	仕上場	受取及び引渡し場		
	m ²	m ²	m ²		
管理人	本籍				
	住所				
	氏名		生年月日		
従事者数					
クリーニング師	本籍				
	住所				
	氏名		生年月日	登録番号	
営業内容					
営業譲渡	譲渡人の氏名				

注1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合にあつては、「クリーニング所の構造設備の概要」、「従事者数」、「クリーニング師」及び「営業内容」のうち変更がない事項の記入を省略することができる。

2 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。

3 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。

4 クリーニング所の構造設備の平面図及び付近の見取図を添付すること。申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合であつて、構造設備等に変更がないときは、これらを省略することができる。

5 開設者が他にクリーニング所を開設している場合には、名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記入した書類を添付すること。

6 注1により記入を省略し、又は注4により添付を省略する場合にあつては、「営業譲渡」の欄に記入の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

営業者 本 籍
 住 所
 電話番号
 氏 名 印
 生年月日
 （法人にあつては、その名称、
 所在地及び代表者の氏名）

無店舗取次店営業開始届

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届けます。

無店舗取次店名称						
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所	登録番号		車両番号		車両の保管場所	
営業区域						
営業開始の予定年月日						
業務用車両の構造の概要	車種	荷台スペース				
		m ²				
従事者数						
クリーニング師	本籍					
	住所					
	氏名		生年月日		登録番号	
営業内容						
営業譲渡	譲渡人の氏名					

注1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合にあつては、「営業区域」、「業務用車両の構造の概要」、「従事者数」、「クリーニング師」及び「営業内容」のうち変更がない事項の記入を省略することができる。

2 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。

3 業務用車両の構造設備の平面図及び車両の保管場所の見取図を添付すること。申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合であつて、構造設備等に変更がないときは、これらを省略することができる。

4 無店舗取次店の営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

5 注1により記入を省略し、又は注3により添付を省略する場合にあつては、「営業譲渡」の欄に記入の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第五号様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(山梨県興行場法施行細則の一部改正)

第六条 山梨県興行場法施行細則(昭和五十九年山梨県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「 年 月 日まで」や「 年 月 日まで」を「 年 月 日まで」と改め、同様式注を次のように改める。

注1 申請者が申請に係る興行場営業を譲り受けた場合にあつては、3から5までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

3 興行場の構造設備の概要には構造設備を明らかにした図面を添付すること。

4 注1により記載を省略する場合にあつては、7に記載の上、興行場営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第一号様式の(ニ)の(一)中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(山梨県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第七条 山梨県公衆浴場法施行細則(昭和六十一年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「5 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能」を「5 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、6 営業の譲渡者の氏名その含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 申請者が申請に係る浴場業を譲り受けた場合にあつては、3から5までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

3 公衆浴場の構造設備の概要には構造設備を明らかにした図面を添付すること。

4 注1により記載を省略する場合にあつては、6に記載の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第二号様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第五十六号

山梨県調理師法施行細則及び山梨県栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県調理師法施行細則及び山梨県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

(山梨県調理師法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県調理師法施行細則(昭和三十四年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二号中「第四条」を「第十二条」に改め、同条第三号中「第五条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四号中「第六条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第五号中「第六条第四項又は令第七条第二項」を「第十四条第四項又は令第十五条第二項」に改める。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第8号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな

氏 名

印

生 年 月 日

年 月 日

登 録 番 号

第

号

登 録 年 月 日

年 月 日

調理師免許証の書換交付申請書

免許証の記載事項を次のとおり変更したので、免許証を書換交付されるよう、免許証及び手数料を添えて申請します。

書換事項

	変更前	変更後
本籍地 都道府県名 (国籍)		
ふりがな		
氏名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有 ・ 無
通称名		

第9号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな

氏 名

(旧姓

(通称名

印

)

)

生 年 月 日

年 月 日

登 録 番 号 第

号

登 録 年 月 日

年 月 日

調理師免許証再交付申請書

調理師免許証を次の理由により再交付されるよう、(免許証及び) 手数料を添えて申請
します。

理 由

(山梨県栄養士法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県栄養士法施行細則(昭和三十六年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

	「氏 名	印	「氏 名
	印	(旧姓	
第一号様式中	「氏 名	印	「氏 名
	生年月日	や	(旧姓
	年 月 日	生」	日生」
		(通称名	
		生年月日	

印
) 「2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____

「2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったこと _____」や
3 旧姓併記の希望の有無。有・無 _____
の有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____

_____」に改める。
第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな
氏 名

印

生 年 月 日

年 月 日

登 録 番 号

第

号

登 録 年 月 日

年 月 日

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録事項を次のとおり変更したので、栄養士名簿訂正・免許証書換え交付を申請します。

1 変更事項

	変更前	変更後
本籍地 都道府県名 (国籍)		
ふりがな		
氏名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有 ・ 無
通称名		

2 変更の理由及び年月日

理 由

年月日

備考 名簿訂正の申請をするには、申請の原因たる事実を証する書類を添付すること。
書換え交付の申請をするには、栄養士免許証を添付すること。

「氏 名
第四号様式中「氏 名」を (旧姓 名)
印」を (通称名 印)

印
) 此「破った」を「破った」に改める。
)」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。